

報告第7号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年5月29日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

国家賠償請求控訴事件に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年2月26日

足立区長 近藤 弥生

国家賠償請求控訴事件に関する和解について

足立区は、アレフ（A l e p h）に所属する原告が、足立区営自転車駐
車場の定期利用を申し込んだ際に、一旦は原告の住所がアレフ（A l e p
h）施設の所在地と同一という理由で定期利用を拒否した。しかし、個人
の利用申請については、受理する旨の区の方針が自転車駐車を管理運営
する事業者に対し徹底していなかったことが判明した為、その後、できる
だけ速やかに、定期利用の承認を行った。この対応について原告から、精
神的損害を受けたとして慰謝料 1 5 0 万円の支払を求められた国家賠償請
求控訴事件につき、下記により和解する。

記

1 相手方

元足立区入谷在住者

2 和解の要旨

（ 1 ）被控訴人は、控訴人に対し、平成 2 4 年 5 月 7 日にされた控訴人の
被控訴人に対する本件駐輪場の定期利用申請について、誤って不利益
な取扱いをした結果、住民による公の施設の利用を拒む事態を招いた
ことを謝罪する。

（ 2 ）被控訴人は、今後、公の施設の利用に関し、地方自治体その他関係
法律、条例、規則等の法令の趣旨に則り、該当規定をよく遵守して、
前項のような事態を招来することのないよう努めるものとする。

以上